

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年10月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第55号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置
[略]					[略]				
岩手県立杜陵高等学校		定時制	普通科	[略]					
		通信制	普通科						
		通信制	農業科						
		通信制	生活科						
		通信制	衛生看護科						
[略]					[略]				
岩手県立東和高等学校		全日制	普通科	[略]					
		全日制	情報科学科						
[略]					[略]				
岩手県立岩谷堂高等学校		全日制	総合学科	奥州市					
岩手県立岩谷堂農林高等学校		全日制	生産技術科	奥州市					
		全日制	産業工学科						
[略]					[略]				
岩手県立杜陵高等学校	本校	定時制	普通科	[略]					
		通信制	普通科						
岩手県立杜陵高等学校		通信制	農業科						
		通信制	生活科						
		通信制	衛生看護科						
[略]					[略]				
岩手県立東和高等学校	奥州校	定時制	普通科	奥州市					
		通信制	普通科						
[略]					[略]				
岩手県立東和高等学校		全日制	普通科	[略]					
[略]					[略]				
岩手県立岩谷堂高等学校		全日制	生産技術科	奥州市					
		全日制	産業工学科						
		全日制	総合学科						

[略]				
岩手県立釜石工業 高等学校		全日制	機械システム科	釜石市
		全日制	電子機械科	
		全日制	電気電子科	
		全日制	土木科	
岩手県立釜石商業 高等学校		全日制	総合情報科	釜石市
[略]				
岩手県立久慈工業 高等学校		全日制	電子機械科	[略]
		全日制	土木科	
		全日制	建築科	
		全日制	建設環境科	
[略]				
岩手県立福岡工業 高等学校		全日制	機械システム科	[略]
		全日制	電気情報システ ム科	
		全日制	都市工学科	
[略]				

(特別支援学校)

第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]					
岩手県立盛岡 養護学校	本校	小学部			[略]
		中学部			
		高等部	全日制	普通科	
	都南校	小学部			盛岡市

[略]				
岩手県立釜石商工 高等学校		全日制	機械科	釜石市
		全日制	機械システム科	
		全日制	電子機械科	
		全日制	電気電子科	
		全日制	総合情報科	
[略]				
岩手県立久慈工業 高等学校		全日制	電子機械科	[略]
		全日制	建設環境科	
[略]				
岩手県立福岡工業 高等学校		全日制	機械システム科	[略]
		全日制	電気情報システ ム科	
[略]				

(特別支援学校)

第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。

名称	区分	部	課程等	学科	位置
[略]					
岩手県立盛岡 養護学校		小学部			[略]
		中学部			
		高等部	全日制	普通科	

		中学部			
岩手県立青山 養護学校		小学部			盛岡市
		中学部			
		高等部	全日制	普通科	
岩手県立松園 養護学校		小学部			盛岡市
		中学部			
岩手県立盛岡 高等養護学校		高等部	全日制	普通科	[略]
			全日制	農芸科	
			全日制	工芸科	
			全日制	家政科	
岩手県立みた け養護学校	本校	[略]			[略]
		中学部			
	[略]				
[略]					

(幼稚園)

第4条 県立の幼稚園を次のとおり設置する。

名 称	位 置
岩手県立こまくさ幼稚園	盛岡市

(管理)

第5条 この条例に定めるもののほか、前各条に規定する学校の管理その他

岩手県立盛岡 青松支援学校		小学部			盛岡市
		中学部			
		高等部	全日制	普通科	
岩手県立盛岡 高等養護学校		高等部	全日制	普通科	[略]
			全日制	家政科	
			全日制	生活科学科	
			全日制	農芸科	
			全日制	農産技術科	
			全日制	工芸科	
			全日制	加工生産科	
		全日制	流通・サービス科		
岩手県立みた け養護学校	本校	[略]			[略]
		中学部			
	高等部	全日制	普通科		
[略]					

(管理)

第4条 この条例に定めるもののほか、前3条に規定する学校の管理その他

に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に岩手県立岩谷堂高等学校及び岩手県立岩谷堂農林高等学校に在学する生徒はこの条例による改正後の岩手県立学校設置条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する岩手県立岩谷堂高等学校の相当学科の相当学年に、岩手県立釜石工業高等学校及び岩手県立釜石商業高等学校に在学する生徒は改正後の条例に規定する岩手県立釜石商工高等学校の相当学科の相当学年に、岩手県立盛岡養護学校都南校に在学する児童及び生徒は改正後の条例に規定する岩手県立盛岡養護学校の相当学年に、岩手県立青山養護学校及び岩手県立松園養護学校に在学する児童及び生徒は改正後の条例に規定する岩手県立盛岡青松支援学校の相当学年又は相当学科の相当学年に編入するものとする。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 中学校等（中学校、高等学校、<u>特別支援学校又は幼稚園</u>をいう。）に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第3 教育職給料表（第5条関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <div data-bbox="179 1214 1079 1265" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考1 この表は、中学校、小学校、<u>幼稚園</u>及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>	<p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第40条の2 中学校等（中学校、高等学校又は特別支援学校をいう。）に勤務する教育職員には、人事委員会規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>別表第3 教育職給料表（第5条関係）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 教育職給料表(2)</p> <div data-bbox="1184 1214 2085 1265" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[略]</div> <p>備考1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。</p>

2 [略]	2 [略]
-------	-------

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、<u>県立の中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園</u>に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教員特殊業務手当)</p> <p>第19条の2 教員特殊業務手当は、<u>県立の中学校、高等学校又は特別支援学校</u>に勤務する指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、常勤の講師、実習助手又は寄宿舎指導員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに、支給する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県立学校授業料等条例の一部改正)

5 県立学校授業料等条例（昭和38年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県立の高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、県立の中学校（以下「県立中学校」という。）及び県立高等学校の入学選考料並びに県立高等学校の入学料、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）並びに岩手県立こまくさ幼稚園（以下「幼稚園」という。）の保育料、入園選考料及び入園料（以下「保育料等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第2条 授業料等の額は、<u>別表第1</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(保育料等の額)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>県立の高等学校（以下「県立高等学校」という。）の授業料、県立の中学校（以下「県立中学校」という。）及び県立高等学校の入学選考料並びに県立高等学校の入学料、通信制受講料、聴講料及び寄宿舎料（以下「授業料等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第2条 授業料等の額は、<u>別表</u>に掲げるとおりとする。</p>

第10条 保育料等の額は、別表第2に掲げるとおりとする。

(保育料の納付方法等)

第11条 第3条第1項、第2項及び第4項の規定は、幼稚園の保育料について準用する。この場合において、これらの規定中「授業料」とあるのは「保育料」と、第3条第1項中「県立高等学校に在学する者」とあるのは「幼稚園に在園する者」と、同条第2項中「入学（県立高等学校以外の高等学校からの転学を含む。以下同じ。）した者」とあるのは「入園した者」と、「入学の日」とあるのは「入園の日」と、同条第4項中「留学又は休学の期間」とあるのは「欠席期間」と読み替えるものとする。

(入園選考料の納付方法)

第12条 第4条第1項の規定は、幼稚園の入園選考料について準用する。この場合において、「県立中学校又は県立高等学校に入学」とあるのは「幼稚園に入園」と、「入学選考料を入学願書」とあるのは「入園選考料を入園願書」と読み替えるものとする。

(入園料の納付方法)

第13条 第5条の規定は、幼稚園の入園料について準用する。この場合において、「県立高等学校に入学」とあるのは「幼稚園に入園」と、「入学料」とあるのは「入園料」と、「入学許可」とあるのは「入園許可」と読み替えるものとする。

(保育料及び入園料の減免)

第14条 第8条の規定は、幼稚園の保育料及び入園料について準用する。この場合において、「経済的事情により学業の継続が困難で」とあるのは「経済的事情により」と、「授業料」とあるのは「保育料及び入園料」と読み替えるものとする。

(保育料等の還付の制限)

第15条 第9条の規定は、保育料等について準用する。この場合において、「授業料等」とあるのは「保育料等」と、「第3条第1項ただし書（第7条第3

項において準用する場合を含む。)の規定により前納した授業料及び寄宿舎料」とあるのは「第11条において準用する第3条第1項ただし書の規定に基づき前納した保育料並びに第14条において準用する第8条の規定に基づき減免された保育料及び入園料」と読み替えるものとする。

(補則)

第16条 [略]

別表第1 (第2条関係)

[略]

別表第2 (第10条関係)

保育料	入園選考料	入園料
月額 7,700 円	1,900 円	27,400 円

(補則)

第10条 [略]

別表 (第2条関係)

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県収入証紙条例の一部改正)

6 岩手県収入証紙条例(昭和39年岩手県条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1)~(10) [略]</p> <p>(11) 県立学校授業料等条例(昭和38年岩手県条例第16号)による入学選考料、<u>入学金、通信制受講料、入園選考料及び入園料</u></p> <p>(12)~(41) [略]</p>	<p>別表(第2条関係)</p> <p>[略]</p> <p>2 条例により徴収するもの</p> <p>(1)~(10) [略]</p> <p>(11) 県立学校授業料等条例(昭和38年岩手県条例第16号)による入学選考料、<u>入学金及び通信制受講料</u></p> <p>(12)~(41) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

7 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年岩手県条例第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校又は幼稚園</u>をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長<u>（園長を含む。）</u>、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「義務教育諸学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校<u>又は特別支援学校</u>をいう。</p> <p>2 この条例において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長、副校長、教頭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、<u>養護助教諭</u>、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	